

官報号外

平成十三年十一月二十九日

○第一百五十二回 衆議院会議録 第二十号

平成十三年十一月二十九日(木曜日)

議事日程 第十五号

平成十三年十一月二十九日
午後一時開議

第一 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁
止法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

第二 子どもの読書活動の推進に関する法律案
(河村建夫君外七名提出)

第三 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(河村建夫君外七名提出)

第四 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(河村建夫君外四名提出)

第五 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(太田誠一君外四名提出)

第六 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(太田誠一君外四名提出)

第七 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(太田誠一君外四名提出)

第八 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(太田誠一君外四名提出)

第九 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(太田誠一君外四名提出)

第十 商法及び株式会社の監査等に関する法律案
(太田誠一君外四名提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲
酒禁止法の一部を改正する法律案(内閣委員
長提出)

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) 日程第一は、委員長提出の
議案でありますから、委員会の審査を省略するに
御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、未成年者喫煙禁
止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

平成十三年十一月二十九日 衆議院会議録第二十号 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案

年非行は、凶悪化、粗暴化の傾向を示しております。
ですが、こうした少年の多くにおいて、重大な非行
に至るまでは、喫煙、飲酒などの問題行動があ
ることが指摘されております。少年補導の大半
も、喫煙、飲酒によるものであります。

そして、このような少年の問題行動が、路上、
繁華街等で公然と行われる傾向があつても、必要
な注意を払わずに、たばこや酒類を販売している
実態があります。少年の喫煙、飲酒は、少年自身
の問題だけではなく、社会の責任の問題でもあり
ます。

昨年、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁
止法の改正により、未成年者に対するたばこ等の
販売禁止違反に対しても両罰規定を設け、さら
に、たばこ等の販売及び酒類の提供禁止違反に対
する罰則を強化する措置が講じられたところであ
ります。
しかしながら、依然として、二十歳未満の者に
対して、たばこや酒類を販売している実態がなく
ならない状況にあります。
そこで、今回、未成年者の喫煙及び飲酒の防止
に一層資するため、たばこの販売業者等において
年齢の確認その他の必要な措置を講ずる必要があ
ることから、本案を提出することとした次第であ
ります。

次に、本案の内容について御説明申し上げま
す。

まず第一に、たばこ等を販売する者は、年齢満
二十年未満の者の喫煙の防止に資するため、年齢

の確認その他の必要な措置を講ずるものとしております。

第二に、営業者であつてその業態上酒類を販売または供与する者は、年齢満二十年未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとしております。

なお、本案は、公布の日から施行するものとしております。

本案は、昨日の内閣委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 子どもの読書活動の推進に関する法律案(河村建夫君外七名提出)
○議長(綿貫民輔君) 日程第一、子どもの読書活動の推進に関する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。文部科学委員長高市早苗君。

子どもの読書活動の推進に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

【高市早苗君登壇】
○高市早苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、子供の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子供の読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は、

第一に、基本理念として、おおむね十八歳以下のすべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備がなされなければならないものとすること、
第二に、政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとすること、また、地方公共団体は、当該地方公共団体における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとし、計画を策定したときは、これを公表しなければならないものとすること、
第三に、四月二十三日を子ども読書の日とすること、

第四に、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすることとなどであります。

本案は、十一月二十六日河村建夫君外七名から提出されたもので、去る二十七日本委員会に付託され、昨二十八日河村建夫君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。
以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔本号末尾に掲載〕

【保利耕輔君登壇】

○保利耕輔君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

両案は、企業統治の実効性を確保するため、監査役の機能を強化し、取締役の責任を軽減するとともに、株主代表訴訟制度の合理化を図り、あわせて関係法律の規定を整備しようとするもので、第百五十一回国会に太田誠一君外四名から提出され、今国会に継続されているものであります。委員会においては、去る二十七日両案について提出者太田誠一君から提案理由の説明を聴取し、審査に入りました。

また、両案に対し、長勢晃遠君外三名から自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が、二十七日及び二十八日にそれぞれ提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

告書

〔本号末尾に掲載〕

国民の義務として収用に応じさせられたと認識しているが、この点について再度質問するので明らかにされたい。

二 「正当な手続き」とは、甲(国)と乙(地主)の合意がない限り契約は成立しないと考える。当

時、海軍は佐世保海軍建設部長命により矢つき早に三命令書を発している。昭和十八年八月十七日

に同部長名において沖縄県知事に対し「用地買収の件委託」の要請を行ない、八月十八日には沖縄県経済部長宛てに「用地買収委託取り扱いに関する件照会」により具体的指示を行なっている。更に昭和十八年八月二十日佐建部長(佐世保海軍建設部長)より佐經理部長宛てに「臨時資金前渡官吏任命の件照会」を発して命令を変更し、用地買収を急いでいる。このことから「小禄航空基地(仮称)」が「急速着工スベキ喫緊の命令であった事がわかる。(こうした当時の切迫した戦況の下、飛行場建設の早期完成へ向けて正當な手続きがなされたのか明らかにされたい。また、三命令書に対する履行状況を明らかにできる昭和十八年以降の該地に関する旧海軍省の「公文備考」を明らかにされたい。

三 第二番目の質問に対し」・・・事情聴取が行なわれなかつた理由については必ずしも明らかではないが・・・(中略)・・アンケート調査のみが行なわれることとなつたのではないかと考えられる。」と曖昧な答弁をしている内容については理解し難い。元地主にとっては、正當な手続きであつたかどうかを判断する重要な裏付けとなるこの調査が曖昧でしかもはつきりしない調査結果としか認識できない。沖縄県が昭和五十三年に作成した「旧日本軍接收用地調査報告書」と比べ、大蔵省が昭和五十三年四月十七

日衆議院予算委員会提出資料「沖縄における旧軍買収用地について」は、かなり実情を反映しない報告内容になつているのは何故か。まだ公表されない調査結果が存在するのであれば、大蔵省報告が示す調査結果報告書の全容並びに詳細を明らかにされたい。

四 大蔵省は、沖縄県の旧軍用財産の接收時期、接収方法等について調査を行なつた。しかし沖縄県以外においては同様の調査が何故行なわれなかつたのか明らかにされたい。もし調査を行なつた事実があれば「旧日本軍接收用地調査報告書」の存在を明らかにされたい。

五 答弁書(内閣衆質一五一第七七号 平成十三年七月十日付)により沖縄県以外の多くの県においては、旧軍用財産について戦後処理についての流れ及びその根拠が明らかになった。そのことからも、沖縄県と他府県では戦後処理が明らかに違つことがはつきりと解かる。そこで質問する。沖縄県以外では終戦と共に戦後処理が進められ、沖縄県だけが現在に至るまで戦後処理がなされないのは何故か、そしてそれはどのようにできる昭和十八年以降の該地に関する質問に対する答弁書

で実現されない理由を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五一第一号

平成十三年十一月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 締貫 民輔殿

衆議院議員白保台一君提出沖縄県島尻郡小禄村字大嶺の土地(旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の一部)所有権回復に関する質問に対する答弁書

(別紙)

御指摘の「用地買収ノ件委託」及び「用地買収委託取扱ニ関スル件照会」は、旧海軍が旧沖縄県知事に用地買収を委託し、その手続あるいは代金の支払方法等を示した文書であり、「臨時資金前渡官吏任命ノ件照会」は、その実施のため旧沖縄県の吏貢に出納官吏を兼務させるための文書であると理解している。

先の答弁書の二について述べたとおり、旧那覇飛行場を含め、直接の戦闘が行われた沖縄本島における旧軍施設の新設又は拡張のため用地については、戦時中旧軍が買収したことを証する直接的な資料は発見されていないが、旧軍の軍用地買収手続あるいは代金の支払方法等に関する資料が発見されていること、旧軍が買収したという旧軍関係者、旧官公署関係者、旧地主等の陳述等があること、旧国家総動員法に基づき買収されたとする証拠は全く見当たらぬこと等から、私法上の売買契約により正當な手続を経て国有財産になつたものと判断されているところである。

これと同様の判断に基づく國の主張は、嘉手納飛行場における旧軍買収地に関し旧地主が提起した土地所有権確認等請求訴訟における平成七年四月二十五日の最高裁判所の判決においても認められていると承知している。

また、お尋ねの旧海軍省の「公文備考」と呼ばれる書類については、昭和十三年以降分は発見されていない。

三について

沖縄における旧軍買収地については、元地主は、強制的に日本国民の義務として収用に応じさせられたと認識しているとの御指摘はある

が、先の答弁書(平成十三年七月十日内閣衆質一五一第七七号)の一について述べたとお

り、沖縄における旧軍買収地が私法上の売買契約により正當な手続を経て国有財産になつたものと判断されたのは、太平洋戦争時の緊迫した

情勢の下に旧國家総動員法(昭和十三年法律第

五十五号)に基づき強制接収が行われたこと等

を理由として、これを旧地主に返還すべきであるとの要求が提起されていたことを踏まえて、沖

縄の旧軍用財産についても復帰に伴う米軍管

理財産の処理に関する件」を閣議決定し土地の返還に関する特別措置法等の立法をもつてこの問題の解決を図るべきであった。それが今日ま

とを御理解いただきたい。

先の答弁書の四について述べたとおり、沖縄県が昭和五十三年三月に作成した「旧日本軍接收用地調査報告書」の内容については承知し

ているが、昭和五十三年四月十七日に衆議院予算委員会に対し大蔵省が提出した「沖縄における旧軍買収地について」(以下「大蔵省報告書」という。)で示されているとおり、沖縄における旧軍買収地については、大蔵省において関係省庁の協力を得て可能な限りの調査を実施し、その結果に基づき、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったものと判断されていることを御理解いただきたい。

また、お尋ねの調査結果報告書については、大蔵省報告書以外に報告書は存在しない。

大蔵省報告書において公表されていない旧那覇飛行場のアンケート調査の内容については、先の答弁書の三について述べたもの以外に、質問項目として土地所有権委員会への所有権申請の手続の有無が掲げられており、これに対する回答内容は、手続したとするものが十五パーセント程度、手続しなかったとするものが十五パーセント程度である。

四について

大蔵省において、沖縄県以外の都道府県で沖縄における調査を行った事実はない。

このようないくつかの調査を沖縄においてのみ行ったのは、大蔵省報告書において示されているところである。

お尋ねの沖縄が本土から切り離されなかつた場合の状況については、仮定の問題であること

から、お答えすることは困難である。

沖縄の本土復帰に伴い大蔵省に引き継がれた

旧軍買収地は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百一十九号)第九十条の規定に基づき、一定の期間、従前と同一の条件で貸付等が行われ、また、小学校等の用に供されていたものは、地方公共団体に対し譲渡等が行われたところである。

さらに、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第九条の規定に基づき、沖縄県の振興開発計画に基づく事業の用に供する旧軍買収地は、地方公共団体に対し譲渡が行われたところである。

なお、沖縄における旧軍買収地については、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったものであり、沖縄の振興開発にとって貴重な財産であると考えられることから、今後も引き続き、その活用に当たっては、沖縄県等の利用希望等を踏まえ、関係法令にのつり適切に対処してまいりたい。

平成十三年十一月一日提出
質問 第二〇号

小泉政権におけるテロリズムに対する認識に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

小泉政権におけるテロリズムに対する認識に関する質問主意書

1 小泉政権におけるテロリズムに対する認識

2 テロリズムに対する認識

3 この武力攻撃に関連して次の条約は適用さ

一 テロリズムについて

「衆議院議員金田誠一君提出米国における同

時多発テロと国連憲章及び国際法との関係に関

する再質問に対する答弁書」(以下「政府答弁書」という。)によれば、「平成十三年九月十一日の

アメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の

目的達成のための諸外国の活動に対して我が國

が実施する措置及び関連する国際連合決議等に

基づく人道的措置に関する特別措置法案」(以

下、法案が成立したため「特別措置法」という。)

では、「テロリズム」の用語を定義した規定は存

在しないという。

そこで政府答弁書は一般論として「テロリズム」とは「テロリズム」を行う者を指し、「テロリズム」とは特定の主義主張に基づき、国家等にその受け入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうものとの見解を表明している。

こうした政府の見解を踏まえ、以下の点に関

して政府の見解を明らかにされたい。

1 特別措置法第一条でいう「テロリスト」とは誰を指しているのか、明らかにされたい。

2 同右でいう「テロリストによる攻撃」は、いかなる主義主張に基づいて行われたのか、政

府の見解を明らかにされたい。

3 同右でいう「テロ攻撃によってもたらされ

ている脅威」とは、具体的には何か明らかに

されたい。

4 同右でいう「テロ攻撃によってもたらされ

ている脅威の除去」された状態とは、どうい

う状態を想定しているのか、政府の見解を明

らかにされたい。

二 テロリズムに対する自衛権行使について

テロリズムに対する自衛権行使について、以

下の点に関して政府の見解を明らかにされ

た。

1 「国際の平和及び安全に対する脅威」(特別

措置法第一条)に対する国家が自衛権を行使

することは認められるのか、また過去において

そうした事例があったのか明らかにされ

た。

2 政府答弁書によると、今回のテロ攻撃に對

して米国及び英国が「個別的及び集団的自衛

の固有の権利」を行使したことである

が、この権利の行使が認められるのは「テロ

攻撃によってもたらされている脅威」(特別措

置法第一条)が除去されるまでなのか、ある

いは「安全保障理事会が国際の平和及び安全

の維持に必要な措置をとるまでの間」(国連憲

章第五十一条)なのか、政府の見解を明らかにされたい。

3 アフガニスタンでは現在、米国等による武力

行使が行われているが、これに関する以下の点

について政府の見解を明らかにされたい。

1 この事態は、国連憲章でいう紛争に該当

しないのか。該当しないのであればその理由。

2 米国等による武力行使に對して、タリバ

ン等が武力をもつて抵抗なし反撃すること

は、国連憲章及び国際法上認められるのか否

か。認められないであればその理由。

3 この武力攻撃に關連して次の条約は適用さ

れるのか、適用されないのであればその理由を明瞭にされたい。

① 戰地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ条約。

② 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ条約。

③ 捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ条約。

④ 戰時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約。

⑤ 國際的武力紛争の犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に追加される議定書。

⑥ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に追加される議定書。

⑦ 陸戦の法規慣例に関する条約及び条約附屬書。

四 「陸戦」場合二於ケル中立國及中立人ノ権利義務ニ関スル條約(明治四十五年一月十三日條約第五号)及び「海戦」場合二於ケル中立國ノ権利義務ニ関スル條約(明治四十五年一月十三日條約第十二号)の現在の効力に關して政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一五三第二〇号

平成十三年十一月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 編員 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出小泉政権におけるテロリズムに対する認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員金田誠一君提出小泉政権におけるテロリズムに対する認識に関する質問に

対する答弁書

一の1について

お尋ねの「テロリスト」は、平成十三年九月十日のアメリカ合衆国(以下「米国」という。)に

おいて発生した攻撃(以下「今回のテロ攻撃」という。)に関与した者(攻撃に直接参加した者を含む。)を指すものである。種々の情報を総合的に勘案すれば、オサマ・ビン・ラーデンの率いるアル・カイダが今回のテロ攻撃に関与しているとの米国の説明は、政府として十分説得力のあるものと判断している。

一の2について

オサマ・ビン・ラーデンは、かねてから米国

の対イスラム諸国政策に批判的見解を表明しているが、現時点において、今回のテロ攻撃がいかななる主義主張に基づいて行われたものかを明確に述べた声明等は公表されておらず、また、政府として今回のテロ攻撃に関与した者の主義主張の内容を直接知り得る立場にないことがら、お尋ねの主義主張の内容について、確定的なことを申し上げることは困難である。

一の3について
お尋ねの「テロ攻撃によつてもたらされている脅威」とは、今回のテロ攻撃を行つた者等による同様の攻撃が再発する蓋然性が高い状態が

継続していることを意味している。

一の4について
お尋ねの「テロ攻撃によつてもたらされている脅威の除去」された状態とは、一の3について述べた脅威が存在しなくなった状態を意味している。

三の1について
お尋ねの「国連憲章でいう紛争」の内容が必ずしも明らかではないことからお答えすることは困難である。

三の2について
お尋ねの「国連憲章でいう紛争」の内容が必ずしも明らかではないことからお答えすることは困難である。

三の3について

現在、アフガニスタンにおける状況が極めて流動的であること等から、確定的なことを申し上げることは困難であるが、お尋ねの各条約のうち①から④までについては、アフガニスタン、米国及び英国はこれらの条約の締約国であり、締約国間に生ずる武力紛争についてこれらの条約を履行する義務を負う(①から④の各条約第二条第一文)。

⑤及び⑥については、英國は締約国であるが、アフガニスタン及び米国とともに締約国ではなく、お尋ねの事態には適用されない(⑤については第一条3、⑥については第一条1)。

⑦については、米国及び英国は締約国である

採った場合において、それ以後加盟国が国連憲章第五十一条の個別的又は集団的自衛権行使しえなくなるか否かについては、それぞれの場合の具体的状況によって決せられると考えている。

が、アフガニスタンは締約国でなく、お尋ねの事態には適用されない(同条約第二条)。

四について

交戦国に対して一定の義務を負う国家としての「中立国」という概念は、戦争自体が国家政策の遂行手段の一つとして認められて伝統的な戦時国際法の下で発達したものであり、武力の行使が原則的に禁止され、国際法上戦争が違法化された国連憲章の下においては、戦争が違法ではないことを前提としたこのような「中立国」という概念は、現在では用いられなくなっている。お尋ねの「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ關スル条約」(明治四十五年条約第五号)及び「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ關スル条約」(明治四十五年条約第十二号)は、国際法上一般に戦争が違法とされていなかった時代に作成されたものであり、現在では、これらの条約における中立国に係る規定がそのまま適用されるものではないと考えている。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案を提出する。 平成十三年十一月二十八日 提出者 内閣委員長 大畠 章宏

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案

(未成年者喫煙禁止法の一部改正)

第一条 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス(未成年者飲酒禁止法の一部改正)

第二条 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。
第一項の後、(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(たゞ)事業法の一部改正
2 たゞ)事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第九号中「第四条」を「第五条」に改める。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案を提出する。

平成十三年十一月二十八日

置を講ずるものとすることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子どもの読書活動の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年十一月二十六日

提出者

河村 建夫 小此木八郎
小野 晋也 鈴木 恒夫

中野 寛成 肥田美代子
西 博義 松浪健四郎

稻葉 大和外四十五名

賛成者

河村 建夫 小此木八郎
小野 晋也 鈴木 恒夫

中野 寛成 肥田美代子
西 博義 松浪健四郎

稻葉 大和外四十五名

賛成者

河村 建夫 小此木八郎
小野 晋也 鈴木 恒夫

中野 寛成 肥田美代子
西 博義 松浪健四郎

稻葉 大和外四十五名

賛成者

河村 建夫 小此木八郎
小野 晋也 鈴木 恒夫

中野 寛成 肥田美代子
西 博義 松浪健四郎

稻葉 大和外四十五名

賛成者

河村 建夫 小此木八郎
小野 晋也 鈴木 恒夫

中野 寛成 肥田美代子
西 博義 松浪健四郎

稻葉 大和外四十五名

賛成者

河村 建夫 小此木八郎
小野 晋也 鈴木 恒夫

中野 寛成 肥田美代子
西 博義 松浪健四郎

稻葉 大和外四十五名

機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行なうことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第三条 国は、前条の basic concept(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する

に関する施策を総合的に策定し、及び実施する

責任を有する。

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する

未成年者の喫煙及び飲酒の防止に資するため、販売業者等について年齢の確認その他の必要な措

定がそのまま適用されるものではないと考えて

いる。

理由

未成年者の喫煙及び飲酒の防止に資するため、販売業者等について年齢の確認その他の必要な措

定がそのまま適用されるものではないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる

(子ども読書活動推進基本計画)

未成年者の喫煙及び飲酒の防止に資するため、販売業者等について年齢の確認その他の必要な措

<p>る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。</p> <p>(都道府県子ども読書活動推進計画等)</p>	
<p>第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進基本計画」)を策定するよう努めなければならない。</p> <p>2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画)を策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</p>	
<p>4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。</p> <p>(子ども読書の日)</p>	
<p>第十一条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもも読書の日を設ける。</p> <p>2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。</p> <p>(財政上の措置等)</p>	
<p>第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p>	
<p>第一條 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 基本理念</p> <p>おおむね十八歳以下のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備がされなければならないものとすること。</p> <p>2 国及び地方公共団体の責務</p> <p>国は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するものとすること。</p> <p>3 関係機関等との連携強化</p> <p>国及び地方公共団体は、子どもの読書活動に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施</p>	
<p>書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>子どの読書活動推進基本計画等</p> <p>(一) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子ども読書活動推進基本計画を策定しなければならないものとし、計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとすること。</p> <p>(二) 地方公共団体は、当該地方公共団体における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとし、計画を策定したときは、これを公表しなければならないものとすること。</p> <p>4 子ども読書の日</p> <p>四月二十三日を子ども読書の日とすること。</p> <p>5 子ども読書の日</p> <p>この法律は、公布の日から施行するものとすること。</p> <p>6 財政上の措置等</p> <p>国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。</p> <p>7 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から施行するものとすること。</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>本案は、子どもの読書活動の推進に関する施</p>	

策の総合的かつ計画的な推進を図るため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十三年十一月二十八日

文部科學委員長
衆議院議長 綿貫 民輔殿
高市 早苗

子どもの読書活動の推進に関する法律案に

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不适当に干渉することのないようになります。

を送りやがに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

事業者がそれぞれの自主的判断に基いて、提供に努めるようすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の

日の懸念にふさわしい事業への子どもの参加について、その自主性を尊重すること。

例に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年五月三十日

太田 誠一
保岡 興治
谷口 長勢 甚遠
隆義

小池百合子 賛成者

荒井 広幸外三十四名

商法及び株式会社の監査等に関する商法の
特例に関する法律の一部を改正する法律
(一部改正)

第一條 商法(明治二十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一百七十五条第二項に次の一号を加える。

十三 取締役若ハ監査役ノ責任ニ付取締役会ノ決議ヲ以テ免除ヲ為スコトヲ得レ旨又、

第二百六十六條第十六項ノ契約ヲ為スコト
ノ尋ン旨ヨリテ、ノニニハ、現ニ

不得ル旨規定タルトキハ其ノ規定

「第十一号及第十二号」に改め、同項第七号の

次に次の二号を加える。

（第二百一十二条）第一項ノ子会社ヲ謂フ 以下此ノ号ニ於テ同じノ業務ヲ執行スル 取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用人トナリタ ルコトナク且現ニ子会社ノ業務ヲ執行スル 取締役又ハ其ノ会社若ハ子会社ノ支配人其 ノ他ノ使用人ニ在ラザルモノ（以下社外取 締役ト称ス）ナルトキハ其ノ旨 ヲ要ス」に改める。
第一項第六十六条に次の十四項を加える。 第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ハ 其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重 大ナル過失ナキトキハ第五項ノ規定ニ拘ラズ タル額（次項第一号ニ於テ限度額ト称ス）ヲ限 度トシテ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ免除スル コトヲ得
一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル 營業年度又ハ其ノ前ノ各營業年度ニ於テ其 ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価 (其ノ取締役ガ使用人ヲ兼マル場合ノ使用 人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ 含ム)トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財 産上ノ利益（次号及第三号ニ定ムルモノヲ 除ク）ノ額ノ營業年度毎ノ合計額中最モ高 キ額ノ二年分ニ相当スル額 一 其ノ取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職慰労 金ノ額及使用人ヲ兼マル場合ノ使用人トシ 金ノ額及使用人ヲ兼マル場合ノ使用人トシ
テノ退職手 遂行ノ対價 有スル財產 計額ヲ其ノ ル額ニニヨ 三 其ノ取締 役ノ取締 九第一項ノ 時ニ於ケル 価額ヲ控除 ノ數ヲ乗じ 前項ノ場合ニ ス株主総会ニ 要ス 一 責任ノ原 キ額 二 限度額及 三 責任ヲ免 取締役ハ第七 スル議案ヲ株 同意ヲ得ルコ 数人アルトキ 要ス 第七項ノ決議 後ニ其ノ取締 役ガ決議後ニ 役ハ第五項 会社ハ第五項

テノ退職手当中取締役ヲ兼ヌル期間ノ職務遂行ノ対価タル部分ノ額並ニ此等ノ性質有スル財産上ノ利益ヲ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタル額ニ乘ジタル額トノ何レカ低キ額三其ノ取締役ガ就任後ニ第二百八十条ノ十九第一項ノ権利ヲ行使シタルトキハ行使ノ時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ発行価額ヲ控除シタル額ニ發行ヲ受ケタル株式ノ數ヲ乗ジタル額前項ノ場合ニ於テハ取締役ハ同項ノ決議ヲ為ス株主総会ニ於テ左ノ事項ヲ開示スルコトヲ要ス

一 責任ノ原因タル事実及賠償ノ責ニ任ズベキ額

二 限度額及其ノ算定ノ根拠

三 責任ヲ免除スベキ理由及免除額

取締役ハ第七項ノ規定ニ依ル責任ノ免除ニ関スル議案ヲ株主総会ニ提出スルニハ監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監査役數人アルトキハ各監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ役ガ決議後ニ同項第三号ノ権利ヲ行使スルトキ亦同ジ

第七項ノ決議アリタル場合ニ於テ会社ガ決議後ニ其ノ取締役ニ対シ同項第二号ノ退職慰労金、退職手当又ハ財産上ノ利益ヲ与フルトキハ株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス其ノ取締役ガ決議後ニ同項第三号ノ権利ヲ行使スルトキ会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一項第五号ノ行為ニ闊スル取締役ノ責任ニ付其

ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキ場合ニ於テ責任ノ原因タル事実ノ内容、其ノ取締役ノ職務遂行ノ状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ特ニ必要アリト認ムルトキハ賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得一 取締役会ノ決議ノ日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価(其ノ取締役ガ使用者人ヲ兼ヌル場合ノ使用者人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ含ム)トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益(第七項第二号及第三号ニ定ムルモノヲ除ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ二年分ニ相当スル額

二 第七項第二号及第三号ニ掲グル額第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合及同項ノ定款ノ定ニ基ク責任ノ免除ニ関スル議案ヲ取締役会ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス第十一項ノ定款ノ定ニ基ク責任ノ免除ノ決議ヲ為シタルトキハ取締役ハ遅滞ナク第八項第一号及第三号ニ定ムルモノヲ除ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ二年分ニ相当スル額

一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益(次号及第七項第三号ニ定ムルモノヲ除ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ額ノ二年分ニ相当スル額

二 其ノ社外取締役会社ヨリ受ケタル退職慰労金ノ額及其ノ性質ヲ有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタル額ニニヲ乗じタル額トノ何レカ低キ額

三 第七項第三号ニ掲グル額前項ノ社外取締役ガ其ノ会社又ハ子会社ノ業

会社ハ前項ノ者ニ対シ同項ノ総会ガ招集セラル旨ヲ通知スルコトヲ要ス。前条ノ規定ハ第一項ノ監査役ノ辞任ニ之ヲ準用ス。

第二百七十五条ノ四中「請求」の下に「並ニ第二百六十八条第六項ノ通知及催告」を加える。第二百八条第一項中「第二百六十六条第五項」の下に「第七項第八項第十項第十一項第十三項乃至第十五項」を加え、「及第二百六十七条乃至第二百六十七条、第二百六十八条第一項乃至第七項、第二百六十八条ノ二及」に改め。

第二百八十条ノ六第五号中「及第十一号」を「、第十二号及第十三号」に改める。第四百三十条第一項中「第二百六十五条」の下に「、第二百六十六条第一項乃至第六項、第一百六十六条ノ二」を加える。

第二百八十二条第一号の次に次の二号を加える。第四百九十八条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二ノ一 本編ニ定ムル開示ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一人」を「半数」に、「の前五年間」を「前に」に、「でなかつた」を「となつたことがない」に改め、同条に次の二号を加える。

二ノ二 第三條第三項前段(第五条の一第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

二ノ三 第三條第三項後段(第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

二ノ四 第三條第三項(新商法第二百六十六条第七項から第二十項までの規定は、この法律の施行前の行為に關する取締役の責任の免除については、適用しない。)

二ノ五 第三條第三項(新商法第二百六十七条第二項又は第三項(これらは旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えに係る訴えを提起できる者の資格については、なお従前の例による。)

二ノ六 第三條第三項(新商法第二百六十七条第二項(新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が同項の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規

3 第三条第一項及び第三項の規定は、会社の監査役を選任する場合について準用する。

第十八条の三第一項ただし書中「決議」の下に「及び第十九条第一項の規定により読み替えて適用する商法第二百六十六条第九項(同条第十項及び第十八項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。)の同意に係る決議」を加える。

第十九条第一項中「第二百三十八条」の下に「、第二百六十六条规定(同条第十二項及び第十八項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十五条中「第二百六十条ノ四第二項」の下に「、第二百六十六条规定(第十二項及び第十八項、第二百六十八条第八項)」を加える。

第三十条第一項第一号の次に次の二号を加え。

二ノ一 第三條第三項前段(第五条の一第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

二ノ二 第三條第三項後段(第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

二ノ三 第三條第三項(新商法第二百六十六条第七項から第二十項までの規定は、この法律の施行前の行為に關する取締役の責任の免除については、適用しない。)

二ノ四 第三條第三項(新商法第二百六十七条第二項又は第三項(これらは旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えに係る訴えを提起できる者の資格については、なお従前の例による。)

二ノ五 第三條第三項(新商法第二百六十七条第二項(新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が同項の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)第十八条第一項及び第三十条第一項第十一号の改正規定並びに附則第十条の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から施行する。

第一条 株式会社は、この法律の施行の際現に在任する取締役がこの法律による改正後の商法(以下「新商法」という。)第十八条第二項第二項第十九条ノ十九第一項とあるのは「第二百八十条ノ十九第一項」とあるのは「第二百八十九第一項又ハ商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第十一号)」に規定する社外取締役の登記に関する経過措置

第一条 株式会社は、この法律の施行前に提出されたこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百十条ノ一第二項第三号(同法附則第三条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル場合ヲ含ム)と、「発行価額」とあるのは「発行ヲ受ケ又ハ譲渡ノ価額」と、「発行ヲ受ケタル」とあるのは「発行ヲ受ケ又ハ譲受ケタル」とする。

第一条 株式会社は、この法律の施行の日を含む任期中に限り、当該取締役が社外取締役である旨の登記をすることを要しない。ただし、定款を変更して新商法第二百六十六条第十六項の契約をすることができる旨の定めを設けたときは、この限りでない。

第一条 この法律の施行前に提出されたこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百六十七条第二項又は第三項(これらは旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えに係る訴えを提起できる者の資格については、なお従前の例による。

第一条 この法律の施行前に提出されたこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百六十七条第二項(新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が同項の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

二ノ一 第三條第三項前段(第五条の一第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

二ノ二 第三條第三項後段(第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

二ノ三 第三條第三項(新商法第二百六十六条第七項から第二十項までの規定は、この法律の施行前の行為に關する取締役の責任の免除については、適用しない。)

二ノ四 第三條第三項(新商法第二百六十七条第二項又は第三項(これらは旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起できる者の資格については、なお従前の例による。)

二ノ五 第三條第三項(新商法第二百六十七条第二項(新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が同項の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規

一項、第十三項、第十六項並びに第十九項第一号の規定の適用並びに当該権利を有する取締役についての同条第十項(同条第十五項及び第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第七項第三号中「第二百八十一条ノ十九第一項」とあるのは「第二百八十九第一項又ハ商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第十一号)」に規定する社外取締役の登記に関する経過措置

第一条 株式会社は、この法律の施行前に提出されたこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百十条ノ一第二項第三号(同法附則第三条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル場合ヲ含ム)と、「発行価額」とあるのは「発行ヲ受ケタル」とあるのは「発行ヲ受ケ又ハ譲受ケタル」とする。

第一条 株式会社は、この法律の施行の日を含む任期中に限り、当該取締役が社外取締役である旨の登記をすることを要しない。ただし、定款を変更して新商法第二百六十六条第十六項の契約をすることができる旨の定めを設けたときは、この限りでない。

第一条 この法律の施行前に提出されたこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百六十七条第二項又は第三項(これらは旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起できる者の資格については、なお従前の例による。

第一条 この法律の施行前に提出されたこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百六十七条第二項(新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が同項の規定により訴えを提起した場合を除く。)に規

(取締役等の責任を追及する訴えに関する経過措置)

第六条 新商法第二百六十八条规定から第七項まで(これららの規定を新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に提起された旧商法第二百六十八条规定

一項(旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えについては、適用しない。

(監査役の任期に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するもの

の任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(辞任した監査役に対する株主総会の招集の通知に関する経過措置)

第八条 新商法第二百七十五条ノ三ノ二第一項の規定は、この法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会については、適用しない。

前項の規定は、他の法律において新商法第二百七十五条ノ三ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(監査役の責任の免除に関する経過措置)

第九条 新商法第二百八十三条第一項において準用する新商法第二百六十六条规定から第十三項まで十項、第十一項及び第十三項から第十五項までの規定は、この法律の施行前の行為に関する監査役の責任の免除については、適用しない。

(大会社の監査役に関する経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に掲げる改正規定の

施行の際現に存する株式会社で商法特例法第一

条各号のいずれかに該当するものに係る監査役の員数等に関しては、当該改正規定の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。

理由

会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案)

(太田誠一君外四名提出、第一百五十一回国会衆議院第三二号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかかるが、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代

訴訟制度の合理化を行うこととするものとす

ること。

3 株主代表訴訟制度の合理化

(一) 提訴権者の株式保有期間要件を撤廃し、株式の譲受けの当時、取締役の責任の原因となる事実があつたことを知り、又は容易に知ることができたときは、提訴を認めな

いものとすること。

(二) 取締役の責任を追及する訴訟につき会社が和解をする場合には、総株主の同意を得

ること。

(三) 株主から取締役の責任追及の請求があ

とする」と。

(二) 商法特例法上の大会社にあっては、監査役のうち半数以上は、その就任の前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となつたことがない者でなければならぬものとすること。

(三) 監査役を辞任した者及びその他の監査役に、株主総会における意見陳述権を認めること。

(四) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、1の(二)は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から施行すること。

(五) 訴訟に参加する旨の申出をする場合には、監査役全員の同意を得なければならないものとすること。

(六) た場合における監査役の考慮期間を、現行の三十日から六十日に延長するものとすること。

(四) 会社が取締役を補助するために株主代表訴訟に参加する旨の申出をする場合には、監査役全員の同意を得なければならないものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかかるが、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代

訴訟制度の合理化を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、取締役の会社に対する賠償責任の限度を、社外取締役を除く

取締役につき報酬等の四年分、代表取締役につき報酬等の六年分とする等の修正をする必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年十一月二十八日

法務委員長 保利 耕輔

衆議院議長 締貫 民輔殿

〔別紙〕
〔小字及び
は修正〕

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律
(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一
部を次のように改正する。

第一百七十五条第二項に次の一号を加える。

十三 取締役若ハ監査役ノ責任ニ付取締役会

ノ決議ヲ以テ免除ヲ為スコトヲ得ル旨又ハ
第二百六十六条第十六項ノ契約ヲ為スコト
ヲ得ル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第一百八十八条第二項第三号中「及第十二号」を
「第十二号及第十三号」に改め、同項第七号の
次に次の一号を加える。

七ノ一 取締役ガ其ノ会社ノ業務ヲ執行セザ
ル取締役ニシテ過去ニ其ノ会社又ハ子会社

(第二百十一条ノ一第一項ノ子会社ヲ謂フ
以下此ノ号ニ於テ同じ)ノ業務ヲ執行スル
取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用人トナリタ
ルコトナク且現ニ子会社ノ業務ヲ執行スル
取締役又ハ其ノ会社若ハ子会社ノ支配人其
ノ他ノ使用人ニ在ラザルモノ(以下社外取
締役ト称ス)ナルトキハ其ノ旨

第二百六十条ノ三第一項中「出席シ意見ヲ述
ブルコトヲ得」を「出席スルコトヲ要ス此ノ場合
ニ於テ必要アリト認ムルトキハ意見ヲ述ブルコ
トヲ要ス」に改める。

第二百六十六条に次の十四項を加える。

第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ハ

其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重

ナル過失ナキトキハ第五項ノ規定ニ拘ラズ

賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シ

タル額(次項第一号ニ於テ限度額ト称ス)ヲ限
度シテ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ免除スル
コトヲ得

一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル
営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其
ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価
(其ノ取締役ガ使用人ヲ兼マル場合ノ使用
人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ
含ム)トシテ会社ヨリ受け又ハ受クベキ財
産上ノ利益(次号及第三号ニ定ムルモノヲ
除ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高
キ額ノ四分二相当スル額

二 限度額及其ノ算定ノ根拠

三 責任ヲ免除スペキ理由及免除額

取締役ハ第七項ノ規定ニ依ル責任ノ免除ニ関
スル議案ヲ株主総会ニ提出スルニハ監査役ノ

同意ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監査役
数人アルトキハ各監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ
要ス

一 責任ノ原因タル事実及賠償ノ責ニ任ズベ
ル株式ノ数ヲ乗ジタル額、其ノ権利ヲ就任後ニ
譲渡シタルトキハ其ノ権利ヨリ同条第一項第三号ノ発行
額ヲ控除シタル額ニ譲渡シタル権利ノ数ヲ乗ジタル額

前項ノ場合ニ於テハ取締役ハ同項ノ○責任免
除(閑スル)為ス株主総会ニ於テ左ノ事項ヲ開示スル
コトヲ要ス

一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル
営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其
ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価
(其ノ取締役ガ使用人ヲ兼マル場合ノ使用
人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ
含ム)トシテ会社ヨリ受け又ハ受クベキ財
産上ノ利益(次号及第三号ニ定ムルモノヲ除
ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ
額ノ四分二相当スル額

二 限度額及其ノ算定ノ根拠

三 責任ヲ免除スペキ理由及免除額

取締役ハ第七項ノ規定ニ依ル責任ノ免除ニ関
スル議案ヲ株主総会ニ提出スルニハ監査役ノ

同意ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監査役
数人アルトキハ各監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ
要ス

一 責任ノ原因タル事実及賠償ノ責ニ任ズベ
ル株式ノ数ヲ乗ジタル額、其ノ権利ヲ就任後ニ
譲渡シタルトキハ其ノ権利ヨリ同条第一項第三号ノ発行
額ヲ控除シタル額ニ譲渡シタル権利ノ数ヲ乗ジタル額

前項ノ場合ニ於テハ取締役ハ同項ノ○責任免
除(閑スル)為ス株主総会ニ於テ左ノ事項ヲ開示スル
コトヲ要ス

一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル
営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其
ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価
(其ノ取締役ガ使用人ヲ兼マル場合ノ使用
人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ
含ム)トシテ会社ヨリ受け又ハ受クベキ財
産上ノ利益(次号及第三号ニ定ムルモノヲ除
ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ
額ノ四分二相当スル額

二 限度額及其ノ算定ノ根拠

三 責任ヲ免除スペキ理由及免除額

取締役ハ第七項ノ規定ニ依ル責任ノ免除ニ関
スル議案ヲ株主総会ニ提出スルニハ監査役ノ

ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大
ナル過失ナキ場合ニ於テ責任ノ原因タル事実
ノ内容、其ノ取締役ノ職務遂行ノ状況其ノ他
ノ事情ヲ勘案シテ特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除
シタル額ヲ限度トシテ取締役会ノ決議ヲ以テ
之ヲ免除スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得
一 取締役会ノ決議ノ日ノ属スル営業年度又
ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ取締役ガ
報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価(其ノ取締役
ガ使用人ヲ兼マル場合ノ使用人トシテノ報
酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ含ム)トシテ
会社ヨリ受け又ハ受クベキ財産上ノ利益
(第七項第二号及第三号ニ定ムルモノヲ除
ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ
額ノ四分二相当スル額

二 第七項第二号及第三号ニ掲ぐる額

第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設
クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合及同項ノ

定款ノ定ニ基ク責任ノ免除ニ閑スル議案ヲ取
締役会ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス

第十項ノ定款ノ定ニ基ク取締役会ガ責任ノ
免除ノ決議ヲ為シタルトキハ取締役ハ遅滞ナ
ク第八項第一号及第三号ニ掲ぐる事項並ニ賠
償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ第十一項各号ニ掲ぐ
ル額ヲ控除シタル額及其ノ算定ノ根拠並ニ免
除ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べキ
旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス此

一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル
営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其
ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価
(其ノ取締役ガ使用人ヲ兼マル場合ノ使用
人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ
含ム)トシテ会社ヨリ受け又ハ受クベキ財
産上ノ利益(次号及第三号ニ定ムルモノヲ除
ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ
額ノ四分二相当スル額

二 限度額及其ノ算定ノ根拠

三 其ノ取締役ガ就任後ニ第二百八十一条ノ十
九第一項ノ権利ヲ行使シタルトキハ行使

ノ時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ
一百八十一条ノ二十第四項ニ規定スル合計額ノ一株当り
発行価額ヲ控除シタル額ニ發行ヲ受ケ又ハ
之代ヘテ移転

会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一

項第五号ノ行為ニ閑スル取締役ノ責任ニ付其

ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
総株主ノ議決権ノ二十分の一以上ヲ有スル株主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ会社ハ第十一項ノ定款ノ定ニ基ク免除ヲ為スコトヲ得ズ

代表取締役行為ニ關スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」ト、同項第一号中「四」トアルハ「六」ト、第十一項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」トス

社外取締役行為ニ關スル責任ニ付テハ第七項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」ト、同項第一号中「四」トアルハ「六」

ト、第十一項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」トス

前項ノ社外取締役ガ其ノ会社又ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用人トナリタルトキハ同項ノ契約ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ第十六項ノ定コ設クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス

第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ定款ニ定メタル範囲内ニ於テ予メ定ムル額ト左ノ金額ノ合計額トノ何レカ高キ額ヲ限度トシテ其ノ賠償ノ責ニ任ズベキ旨ヲ約スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産

上ノ利益(次号及第七項第三号ニ定ムルモノヲ除ク)ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最も高キ額ノ二年分ニ相当スル額

二 其ノ社外取締役会社ヨリ受ケタル退職慰労金ノ額及其ノ性質ヲ有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以て除シタル額ニニヲ乗ジタル額トノ何レカ低キ額

三 第七項第三号ニ掲タル額

前項ノ社外取締役ガ其ノ会社又ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用人トナリタルトキハ同項ノ契約ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ第十六項ノ定コ設クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス

第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ定款ニ定メタル範囲内ニ於テ予メ定ムル額ト左ノ金額ノ合計額トノ何レカ高キ額ヲ限度トシテ其ノ賠償ノ責ニ任ズベキ旨ヲ約スルコトヲ得ルコトヲ得

一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属スル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産

テ第十六項ノ契約ニ依リ同項ノ限度ニ於テ責任ヲ負ヒタルトキニ之ヲ準用ス

第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル」を削り、同項に次のたなし書を加える。

但シ株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時取締役ノ責任ノ原因タル事実アリタルコトヲ知リ又ハ容易ニ之ヲ知ルコトヲ得ベカリントキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十七条第二項中「三十日」を「六十日」に、「前項ノ株主」を「同項ノ請求ヲ為シタル株主」に改める。

第二百六十八条第三項中「前条第二項」の下に「又ハ第三項」を加え、同條に次の五項を加える。

会社ハ第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ遅滞ナク訴ノ提起ヲ為シタル旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス前項ノ規定ニ依ル訴訟ノ告知ヲ受ケタル会社ニ付亦同ジ

第一項ノ訴訟ニ付会社ガ和解ヲ為ス場合ニ付テハ第二百六十六条第五項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百七十五条ノ四中「請求」の下に「並ニ第一項ノ規定ハ第一項ノ監査役ヲ辞任シタル者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得る。

会社ハ前項ノ者ニ對シ同項ノ総会ガ招集セラル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百七十五条ノ三ノ二監査役ヲ辞任シタル者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得る。

第二百七十五条ノ四中「受ケ又ハ」を「受ケテ又ハ」に、「並ニ第一項ノ規定ハ第一項ノ監査役ヲ辞任ニ之ヲ準用ス」を「並ニ第一項ノ監査役ヲ辞任ニ之ヲ準用ス」に改め

第二百七十五条ノ四中「受ケ又ハ」を「受ケテ又ハ」に、「並ニ第一項ノ監査役ヲ辞任ニ之ヲ準用ス」を「並ニ第一項ノ監査役ヲ辞任ニ之ヲ準用ス」に改め

第二百八十条第一項中「第二百六十六条第五項」の下に「〇第十八項ノ規定ニ依リ説明ヲ適用スル〇第十八項ノ規定ニ依リ説明ヲ適用スル第十一項〇第十二項乃至第十五項」を加え、「及第二百六十七条乃至」を「第二百六十七条、第二百六十八条第一項乃至第七項、第二百六十八条ノ二」に改める。

ザリシトキハ同項ノ規定ニ依ル通知ノ内容ヲ以テ株主ガ和解ヲ為スコトヲ承認シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ第五項ノ規定ヲ準用ス

第二百六十六条第九項ノ規定ハ会社ガ取締役ヲ補助スル為前条第三項又ハ第三項ノ訴訟ニ参加スル旨ノ申出ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第二百七十三条第一項中「三年」を「四年」に改める。

第二百七十五条ノ三の次に次の一条を加える。

第二百七十五条ノ三ノ二監査役ヲ辞任シタル者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得る。

第二百七十五条ノ三ノ二監査役ヲ辞任シタル者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得る。

第二百八十条第一項中「第二百六十六条第五項」の下に「〇第十八項ノ規定ニ依リ説明ヲ適用スル〇第十八項ノ規定ニ依リ説明ヲ適用スル第十一項〇第十二項乃至第十五項」を加え、「及第二百六十七条乃至」を「第二百六十七条、第二百六十八条第一項乃至第七項、第二百六十八条ノ二」に改める。

の法律において準用する場合を含む。)の規定

は、この法律の施行前に旧商法第一百六十七條(この法律による改正前の商法以下「旧商法」という)の規定

第二項(旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定

する請求があつた場合(当該請求をした者が同項の規定により訴え提起した場合を除く。)についても適用する。

(取締役等の責任を追及する訴えに関する経過措置)

第六条 新商法第一百六十八條第四項から第七項まで(これらの規定を新商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に提起された旧商法第一百六十八條第一項(旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えについては、適用しない。

(監査役の任期に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(辞任した監査役に対する株主総会の招集の通知に関する経過措置)

第八条 新商法第一百七十五條ノ三ノ二第一項の規定は、この法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会については、適用しない。

2 前項の規定は、他の法律において新商法第二

百七十五条ノ三ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(監査役の責任の免除に関する経過措置)

第九条 新商法第三百八十九條第一項において準用する新商法第二百六十六條〇第七項、〇〇第八項、第十一項及び第十三項から第十五項までの規定により読み替えて適用する同条第十二項並びに同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条

項、第十項及び第十一項及び第十三項から第十五項までの規定は、この法律の施行前の行為に関する監査役の責任の免除については、適用しない。

(大会社の監査役に関する経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に存する株式会社で商法特例法第二

条各号のいずれかに該当するものに係る監査役の員数等に関しては、当該改正規定の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十二条)の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「及び第五項」を、「第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「農業協同組合法第三十二條第二項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、同条第八項及び第九項前段

によつて準用する場合には「同条第八項」とを加え、「監事ニ付テ」を「理事又ハ経営管理委員ニ付テ」に改め、「準用スル第二百六十七条第一項」との下に、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第二十九條第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第一百六十八條第六項」とを加える。

第七十二条の二の「」の場合において「」の下に、「第三十三條第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とを、「第二百五十九條第一項」との

平成十三年五月三十日 提出者

太田 誠一 長勢 甚遠
保岡 興治 谷口 隆義

荒井 広幸外三十四名
小池百合子
賛成者

二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三に改め、「については、同法の下に「第二百六十八条第八項及び」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「本法」との下に「同法二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当時」とを加え、同条第二項中「記載」との下に「同条第五項前段中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」とあるのは監事について準用する場合には「商法第二百六十八条第五項、第七項(第三号を除く。)、第八項及び第十項前段」と、同項後段中「同条第八項及び第九項前段」とあるのは監事について準用する場合には「同条第八項」とを加え、「監事ニ付テ」を「理事又ハ経営管理委員ニ付テ」に改め、「準用スル第二百六十七条第一項」との下に、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第二十九條第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第一百六十八條第六項」とを加える。

第三十九條第一項中「及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を、「第二百六十七条

「当時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当時」とを加える。
 第六十九条中「第二百六十七条规定から第二百六十八条规定」を「第二百六十七条规定、第二百六十八条规定」に改め、「(株主の差止請求権)の規定を」の下に「、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の清算人については、同法第二百六十八条第八項(監査役の同意)の規定を」を、「この場合において」の下に、「第三十八条の二第五項中、「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法第二百六十六条规定を除く。」から第九項まで及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

2 新中小企業等協同組合法第四十二条において準用する新中小企業等協同組合法第三十八条の二第五項において準用する新商法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)、第八項及び第十項の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。
 (協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
 第七条 協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第十項において準用する新中小企業等協同組合法第三十八条の二第五項(第三号を除く。)、第八項及び第十項の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。
 (協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
 第六条 準用商法特例法第三条第三項後段(准用商法特例法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。
 第十二条第一項第七号中「第五条の五第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)を「準用商法特例法」に改める。

第六条の二第一項中「(監査役の取締役会出席権等)」を「(監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「準用スル第二百六十七条规定」の下に、「(第二百六十八条规定)」とあるのは「同法第四十二条二於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条规定」を加え、同条第五项中「(監査役の取締役会出席権等)」を「(監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「準用スル第二百六十七条规定」を加える。
 (中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
 第六条 前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(次項において「新中小企業等協同組合法」とあるのは「同法第六十九条ニ於テ清算人ニ除く。」から第九項まで及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

役員会の決議をもつて免除することができ
る旨を定めたときは、その規定

第一百四十四条中の「この場合において」の下に、「同法第二百五十六条第一項中「一年」とあるのは「四年」と読み替えるものとするほか」を加える。

第一項第四号の行為に関する執行役員又は
第百九条に次の六項を加える。

監督役員の責任は、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、前項の規定にかかわらず、賠償の責めに任すべき額から次の各号に掲げる額を控除した額(次項第一号において「限度額」という。)を限度として、投資主総会の決議をもつて免除することができる。

決議を行う投資主総会の終結する日の属する営業期間(ある決算期の直前の決算期の翌日(二つ目)に当たる日がな、ときは、投

の翌日(これが決算期ではないと言ふ)に、株式会社の資法人の成立の日(これが決算期ではない)から当該決算期までの期間をいう。以下、この期間を第百三十二三と呼ぶ。

期間をいう。以下この条 第百三十二条第一項及び第二百十一條において同じ。)又は

その前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の

対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除

く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の二年分に相当する額

する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に二を乗じた額とのいづれか低い額

前項の場合においては、執行役員は同項の決議を行う投資主総会において次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責めに任すべき額

二 限度額及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

執行役員は、第五項の規定による責任の免除(執行役員の責任の免除に限る。)に関する議案を投資主総会に提出するには、各監督役員の同意を得なければならない。

第五項の決議があつた場合においては、投資法人が決議後に当該執行役員又は監督役員に対し同項第一号の退職慰労金又は財産上の利益を与えるときは、投資主総会の承認を得なければならない。

投資法人は、第四項の規定にかかわらず、規約をもつて、第一項第四号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘査して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任すべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議を

もつて免除することができる年齢を定める」と
ができる。

に異議を述べたときは、投資法人は第九項の規約の定めに基づく免除をしてはならない。

第一百四条中「この場合において」の下に「、同法第二百五十六条第一項中「二年」とあるのは二を乗じた額とのいずれか低い額

一)を乗じた額とのいづれか低い額
前項の場合においては、執行役員は同項の
決議を行う投資主総会において次の各号に掲
げる事項を開示しなければならない。

一 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受ける

より免除をすることができない場合は、この限りでない。

五百九条に次の九項を加える。
第一項第四号の行為に関する執行役員又は
一 責任の原因となつた事実及び賠償の責め
に任すべき額

二 限度額及びその算定の根拠 三 責任を免除すべき理由及び免除額

執行役員は、第五項の規定による責任の免除(執行役員の責任の免除に限る。)に関する

議案を投資主総会に提出するには、各監督役員の同意を得なければならない。

第五項の決議があつた場合においては、投

対し同項第一号の退職慰労金又は財産上の利益を受けるときは、投資主会員の権利を侵害する

禾谷を上へるときは、投資主総会の承認を得なければならぬ。

規約をもつて、第一項第四号の行為に関する
投資法人は、第四項の規定にかかるらず、

執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善

意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該執行役員

又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の

責めに任すべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議を

もつて免除することができる旨を定めることができる。

一 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(第五項第二号に定めるものを除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の二年分に相当する額

二 第五項第二号に掲げる額

10 第七項の規定は、規約を変更して前項の定め(執行役員の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を投資主総会に提出する場合及び同項の規約の定めに基づく責任の免除(執行役員の責任の免除に限る。)に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

11 第九項の規約の定めに基づいて役員会が責任の免除の決議を行つたときは、執行役員は、遅滞なく、第六項第一号及び第三号に掲げる事項並びに賠償の責めに任すべき額から第九項各号に掲げる額を控除した額及びその算定の根拠並びに免除することに異議がある場合には一定の期間内に述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならない。この場合においては、その期間は一月を下回ることができない。

12 発行済投資口の総口数の二十分の一以上に当たる投資口を有する投資主が前項の期間内

規約の定めに基づく免除をしてはならない。

13 第八項の規定は、第九項の決議があつた場合について準用する。ただし、前項の規定により免除をすることができない場合は、この限りでない。

第一百十条中「第二百六十八條第一項中「取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」との下に、「同条第八項中「取締役」とあるのは「執行役員」とと、「ノ請求」の下に「並ニ第二百六十八條第六項ノ通知及催告」を加え、「執行役員ノ責任ヲ追及ニ係ル」を削り、「規定スル請求」の下に「(執行役員ノ責任ヲ追及スル訴二係ルモノニ限ル)」を加える。

第一百二十二条第一項第一号中「及び第五号」を「、第五号」及び第九号】に改める。

第一百三十三条第二項中「(当該決算期の直前の決算期の翌日(これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第一百十二条において同じ。)」を削る。

第一百六十三条第一項中「第一百九条」を「第一百九条第一項から第四項まで」に改める。

第一百六十六条第二項第三号中「第七十一条第二項第三号」の下に「及び第九号」を加える。

第一百五十五条第二十三号の次に次の一号を加える。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例する法律案及び司報告書

二

この場合において、同条第七項中「第一項
第五号ノ行為」とあるのは、「労働金庫法第三
十七条第一項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズ

「ベキ行為」と読み替えるものとする。
第三十九条の二第十項中「(常勤監査役)」を
「及び第三項(常勤監査役等)」に、「及び第六条
第三項」を、「第六条第三項及び第十八条第三
項」に改める。

十七条第四項(第四十二一条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十六條第七項(責任の免除)」を加える。

む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的となかつたとき。

第五十六条中「及び第一百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を、第二百六十七条、第二百六十八条规定第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三に改め
る。

「及び第三項（常勤監査役等）」に、「及び第六条第三項」を、「第六条第三項及び第十八条第三

項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」

て準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

第七百六十八條中「から第二百六十八條ノ三まで」を、「三百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二、第二百六十八條ノ三」に

第四十二条中「及び第一百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を、「第一百六十七条、第

二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ一及び第二百六十八条ノ三に改め、

「(取締役)と会社間の取引」の下に、「第一百六十八条第八項(監査役の同意)」を加え、「(監査

役の取締役会出席権等)」を「監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「第三十五条」との下に

「同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ

「当時」とあるのは「加入ニ因リテ会員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当時」とを加え、「及び第五項

を「、第五項、第七項（第二号を除く。）から第九項まで及び第十一項前段」に改め、「第一百六十六

条第五項の下に「第七項(第三号を除く)、第八項及び第十項前段を、「準用スル第一百六

第十七条第一項」との下に、「第二百六十八条第六項」とあるのは、同法第四十二条に於て理事二

付テ準用スル第二百六十八条第六項」とを加え

第五十一条中「(役員の選任)」の下に「、第三

第七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十六条规定第七項(責任の免除)」を加える。

第六十八条中「第四百二十条第一項」との下に「、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」を、「本法」との下に「、同法第二百六十六条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株式ノ譲受ノ當時」とあるのは「トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「トナリタル者ガ其ノ加入ノ時」とを、「準用スル第二百六十七条第一項」の下に「、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第二百六十八条二於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」とを加える。

第一百一条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の一 第三十七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

第一百一条第一項第九号の二の次に次の二号を加える。

九の一 第三十九条の二第十一項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。第三条第三項前段(準用商法特例法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含

例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うもの。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的となかつたとき。

第五十六条中「及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を「、第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三」に改める。

第七十八条中「から第二百六十八条ノ三まで」を「、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ一、第二百六十八条ノ三」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第五項中「及び第五項」を「、第五項、第七項(第三号を除く)から第九項まで及び第十項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「森林組合法第四十七条第二項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と読み替えるものとする。

第五十四条中「及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を「、第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三」に改め、「第二百六十二条」の下に「、第二百六十八条第八項」を「第五十三条第一項」との下に「、同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ當時」とを加える。

四項中「総株主ノ議決権ノ二十分ノ一以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ五以上ノ社員」と、同条第十六項第一号中「次号及第七項第三号」とあるのは「次号」に、「第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員アアル者」を「第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とある。

ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「社員トナリタル當時」に改め、当時」とあるのは「社員トナリタル當時」に改め、ノ二十分ノ一以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ五以上ノ社員」と、同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「社員トナリタル當時」に、「第二百七十五条ノ三」を「第二百七十五条ノ三、第二百七十五条规定ノ三ノ二」に改める。

第三百三十三条第一項第六号の次に次の一号

を加える。

第三百三十三条第一項第十九号中「監査役」を

「監査役の半数以上」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十三条第一項第十九号中「監査役」を

「監査役の半数以上」に改める。

六の一 第五十五条第二項において準用する

第五十三条第一項中「第二百六十六条第五項」を、「第二百六十六条第五項、第七項(第三号を除く)、第八項、第十項前段、第十一項及び第十三項から第十五項まで」に、「第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を「第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三に、及び第二百六十八条第一項」を並びに第二百八十条第二項に、「第二百六十六条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員アル者」を「第二百六十六条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同条第七項第一号中「次号及第三号」とあるのは「次号」と、同条第十一項中「第七項第二号及第三号」とあるのは「第七項第一号」と、同条第十四項中「総株主ノ議決権

号を加える。

第三百三十三条第一項第十八号の次に次の二

号を加える。

十八の二 第五十九条第一項において準用す

る商法特例法第三条第三項前段(第五十九

条第一項において準用する商法特例法第五

条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む)の規定による請求があつた場合において、その

請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

十八の三 第五十九条第一項において準用す

る商法特例法第三条第三項後段(第五十九

条第一項において準用する商法特例法第十

八条第三項において準用する場合を含む。)

の規定による請求があつた場合において、

その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

第三百三十三条第一項第十九号中「監査役」を

「監査役の半数以上」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十三条第一項第十九号中「監査役」を

「監査役の半数以上」に改める。

5 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一

条ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に存する相互会社に係る監査役の員数等に關して

は、当該改正規定の施行後最初に到来する決算期に關する定時社員総会(総代会を設けているときは、定期総代会)の終結の時までは、なお

従前の例による。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十三條 資産の流動化に関する法律(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正す

る。

第七十五条第一項中「六月前から引き続き優先出資を有する」を削り、「追求」を「追及」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定出資又は優先出資の譲受けに

より特定社員又は優先出資社員となった者

が、その譲受けの当時取締役の責任の原因となる事実があつたことを知り、又は容易にこ

れを知ることができたときは、この限りでない。

前の例による。

4 新保険業法第五十三条第一項において準用す

る新商法第二百六十六条第七項第三号を除く。、第八項、第十項前段、第十一項及び第十

三項から第十五項までの規定は、この法律の施

行前の行為に関する監査役の責任の免除につい

ては、適用しない。

「、訴訟の告知及び和解」に、「追求」を「追及」に、「前項ノ株主」を「株主」に改め、「同項ノ」を削り、「、第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十九条ノ二並びに」を「及び第一百六十九条第一項から第四項までの規定中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは「第二百六十八条规定中「前段」と、同項において準用する同法第二百六十六条第九項」を「定社員ノ全員」と、同法第二百六十八条规定中「監査役」とあるのは「特

する場合(を含む)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

律第七十三条第三項」と「同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第八項中「第一二百六十六条第九項」とあるのは「第二百六十六条规定前段」と、同項において準用する同法第二百六十六条第九項前段中「監査役」とあるのは「特定社員ノ全員」と、同法第一百六十八条规定ノ二及び「に改める。

第二十四条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第九百四十四条第三項中「権利」の下に監査役の辞任について意見を述べる権利を、「第二百七十五条ノ三」の下に「及び第二百七十五条ノ三」を加える。

第一項第一号の次に次の二号

第七十五条第一項中「六月前から引き続き優先出資を有する」を削り、「追求」を「追及」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定出資又は優先出資の譲受けにより特定社員又は優先出資社員となつた者が、その譲受けの当時取締役の責任の原因となる事実があつたことを知り、又は容易にこれを知ることができたときは、この限りでな

（一）第一編第一章に定める開示を行うこととを怠ったとき。
第二百五十一條第一項第一二十一号の次に次の
号を加える。

第七十五条第一項中「及び訴訟の告知」を
「、訴訟の告知及び和解」に、「追求」を「追及」
に、「前項ノ株主」を「株主」に改め、「同項ノ」を

削り、「第二百六十八条第一項及び第三項、二百六十八条ノ二並びに」を「及び第二百六

平成十三年十一月二十九日 衆議院会議録第二十号

商法及び株式会社の監査
する法律案及び同報告書

八条第二項から第四項までの規定中「株主」とあ
るのは「社員」、同条第五項中「第三百六十六

に、「前項ノ株主」を「株主」に改め、「同項ノ」を「議の目的とせず、又はその請求に係る議案

第一百六十八條ノ一並びに「を」及び第一百六十九條第一項及び第三項削り
（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三条第二項）
資産の流動化に関する法律第七十三条第二項と 同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と、

八条第一項から第四項までの規定中「株主」とあるのは「士貢」と、同条第五項中「第二百六十六」は「三百一」の如きを改正する法律による改正前の同条第八項中「第一百六十六条第九項」とあるの

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)
は第二百六十六条第九項前段と、同項において準用する同法第二百六十六条第九項前段中

十六条第九項」とあるのは、第一百六十六条第九項に該当する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定による。第八十四条第三項中「権利」の下に、「監査役

（前段）と同様において準用する同法第二百六十六条第九項前段中「監査役」とあるのは「特定によりなおその效力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の寺内会計士の辞任について意見を述べる権利」を加え、「及ぶ第二百七十五条（三）、第二百一十一条（三）

定社員全員」と、同法第二百六十八条ノ二及び二百六十九条ノ二に改める。

特定資産の流動化に関する法律の一部を次
三及び第二百七十五条ノ三ノ「第一項」に改

第八十四条第三項中「権利」の下に、「監査役」のよう
に改正する。
第七十五条第一項中「六月前から引き続き夏
六十八条第六項」とあるのは「同条第二項二於テ
め、「第七十五条第一項」との下に、「第一二百

の辞任について意見を述べる権利」を、「第二百七十五条ノ三」の下に「及び第二百七十五条ノ三先出資を有する」を削り、「追求」を「追及」に改準用スル第三百六十八条第六項」とを加える。

ノ一第一項を、第七十五条第一項」との下に
「あ（二五）へ（ひまく）」によつて、「」を
め、同項に次のただし書を加える。
ただし、特定出資又は優先出資の譲受けに
加える。

第一百六十八條第六項とあるのは 同条第二項二に於テ準用スル第二百六十八條第六項と

第一項第一二十一号の次に次の一
急ったとき。
第一百八十三条第一項第一二十一号の次に次の一
を加える。
第二百五十二条第一項第一二号の次に次の二号

を加える。それを知ることができたときは、この限りでない号を加える。

二の二 第二編第一章に定める開示を行うことと怠ったとき。
第七十五条第一項中「及び訴訟の告知」を
二の二 第八十六条第三項(第八十七条
第三項及び第八十八条第一項において準用

第一百五十二条第一項第一号の次に次の二項を加へる。
「訴訟の告知及び和解」に、「追求」を「追及」
二、「前項」未三、「未三」に改め、「同様」二、
する場合を含む。)の規定による請求があつ
てある場合は、(一)の請求が認められる。

二十一の二 第八十六条第三項(第八十七条
に「前項の様式」を「様式」に改め、「同様の」を
削り、「第二百六十八条第一項及び第三項、
議の目的とせず、又はその請求に係る議案

第三項及び第八十八条第一項において準用
第一百六十八条ノ一並びに「を」及び第一百六十
を会議に提出しなかつたとき。

商法及び株式会社の監査等に関する法律の特例に関する法律の施行に伴う問題を改正する法律

公衆衛生法の整備に関する調査

二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第四十九条第一項又ハ第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第四十七条第四項」と、同条第六項中「前条第二項又ハ第三項」とあり、及び」に改め、同条に次の二項を加える。

⁸ 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

第五十三条第一項中「三年」を「四年」に改める。

第五十八条第三項中「第二百六十八條から第
二百六十八条ノ三まで」を「第一百六十八条第一
項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第
三百六十八条ノ三」、「前条第一項に準じる」

二百六十条第三項は「前条第一項」とあるのは「中間法人法第五十八條第三項前段二於テ準用スル同法第四十九条第二項」と、「を」「前条第二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ準用スル同法第四十九条第二項」と、同条第五項中「第二百六十二条第五項」とあるのは「中間法人法第五十五条第三項前段二於テ準用スル同法第四十九条第二項又ハ第三項」と、同条第六項中「前条第二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十六条第五項」とあるのは「中間法人法第五十五条第二項」と、同条第六項中「前条第二項又ハ第三項」とあり、及びに改める。

第九十一条第三項中「及び商法第二百六十八條から第二百六十八条ノ三まで」を、並びに商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三に、「前条第二項」とあるのは「中間法人法第九十一條第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第

平成十三年十一月二十九日 衆議院会議録第一千号

商法及び株式会社の監査等 する法律案及び同報告書

「二項」と、「」を「前条第二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第一項又ハ第三項」と、

に関する定時社員総会の終結前に在任するもの
の任期に関しては、この法律の施行後も、なお
従前の例による。

商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業協同組合法その他の関係法の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

(その他の経過措置の政令への委任)

付
二

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任
中間法人が前項前段において準用する商法第
二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける
場合について準用する。

る商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十二条第五項の規定は、同法附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行の日から施行する。

理中

項から第七項まで、第二百六十八條ノ三に、「前条第一項」とあるのは「中間法人法第五十八條第三項前段」に於て準用スル同法第四十九条第一項」と、「前条第二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十九条第三項前段」に於て準用スル同法第四十九条第一項又ハ第三項」と、同条第五項中「第二百六十六條第五項」とあるのは「中間法人法第五十九条第三項前段」に於て準用スル同法第四十九条第一項(旧中間法人法第五十八條第一項)の項において「新中間法人法」という。第四十九条第二項(新中間法人法第五十九条第三項前段及び第九十一条第三項前段において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に前条の規定による改正前の中間法人法(以下この項において「旧中間法人法」という。)第四十九条第一項(旧中間法人法第五十八條第一項)の規定による改正後の中間法人法(以下この項において「新中間法人法」という。)の規定による改正後の中間法人法(以下この項において「新中間法人法」とい

第三項前段及び第九十一条第三項前段において準用する場合を含む。(以下この項において同じ。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が旧中間法人法第四十九条第二項の規定により訴えを提起した場合を除く。)についても適用する。

第三項第一項と、同条第六項中「前条第一項又ハ第三項」とあり、及びに改める。

第九十一条第三項中「及び商法第二百六十八条から二百六十八条ノ三まで」を並びに商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条规定ノ二及び第二百六十八条ノ三に、

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（太田誠一君外四名提出、第一百五十一回国会衆法第三二号）に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、商法及び株式会社の監査等に関する

二 議案の修正議決理由

本案は、商法及び株式会社の監査等に関する
商法の特例に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴い、農業協同組合法その他の関係法
律の規定を整備するとともに、所要の経過措置
を定めようとするもので、その措置は妥当なもの
と認めるが、商法及び株式会社の監査等に関する
する商法の特例に関する法律の一部を改正する
法律案に対する修正に伴い、関係法律の規定を
整備する必要があるので、本案は別紙のとおり
修正議決すべきものと議決した次第である。

議案の目的及び要旨

本案は、商法及び株式会社の監査等に関する

平成十三年十一月十八日

法務委員長 保利 耕

衆議院議長 綿貫 民輔殿

卷之三

受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ当时」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当时」とを加える。

「、第三十七条第五項中「この場合において」の「丁は」第七十七条中「この場合において」の「丁は」

のは、商法第二百六十九条第一項 第三項及び第五項」とを、「本法」との下に「同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ當時」とを加える。

第一百三十条第一項第五号の五の沙に沙の二号を加える。

五の六 第三十七条第五項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第二項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)において準用する商法第一百六十八條第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 前条の規定による改正後の水産業協同組合法第三十七条第五項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)において準用する新商法第二百六十六条第七項

(第三二号を除く。)から第九項まで及び第十項前段○及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する

る理事の責任の免除については、適用しない。
(中小企業等協同組合法の一項改正)

第三十八条の二第五項を次のように改める。

百六十六条第一項、第三項及び第五項(取締役の責任)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法

卷之三

意)の規定を」を加え、「商法第二百六十条ノ二
第二項中「を「第二百六十六条第七項第三号を
除く。」から第九項まで及び第十項前段○及び第
十七項「^{○第十八項の規定により読み替える}のは「第二百六十六条○第七項第三号を除
く。」、○同条
一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナ
リタル者ガ其ノ譲受ノ当時」とあるのは「加入ニ
因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当時」
とを加える。

第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ當時」とを加える。

第七百一十五条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 第三十八条の二第五項(第四十二条において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(次項において「新中小企業等協同組合法」という。)第三十八条の二第五項において準用する新商法第二百六十六条第七項(第二号を除く。)から第九項まで、及び第十項前段〇(及び第七項)〇は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

2 新中小企業等協同組合法第四十一条において準用する新中小企業等協同組合法第三十八条の二第五項において準用する新商法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)、第八項及び第十項の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部)

第七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第十項中「常勤監査役」を「及び第三項(常勤監査役等)」に、「及び第六条第三項」を「第六条第三項及び第十八条第三項」に改める。

第十一條第一項第六号の次に次の二号を加え
る。

五条の二(第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

(準用商法特例法第十八条第三項において
準用する場合を含む。)の規定による請求が
あつた場合において、その請求に係る議案

第十一條第一項第七号中「第五条の五第十項
において準用する商法特例法(以下「準用商法特
例法」という。)」を「準用商法特例法」に改める。

主相互保険組合法の一部改正
案 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律
第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第一百六十七条第一項中「六月前

司馬文正公集

「」を「第一」一百六十七條第一項ただし書中「株式譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ

時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタ
自ガ其ノ加入ノ当時ニシテ

第四十条中「から第二百六十八条ノ三まで(取

役の責任を追及する訴え)及び「」を「、第二百一十八条第一項から第一項まで、第二百六二八

ノハ第一項から第七項まで 第二百六十九
ノニ及び第二百六十八条ノ三(取締役の責任
追及する訴え)並びに「第二百六十七条

一項及び」を「第一二百六十七条规定第一項ただし書

中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員

トナリタル者ガ其ノ加入ノ当時」と、同法に改める。

第四四十八条第一項中「から第二百六十八條ノ三まで」を、「二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二及び第二百六十八條ノ三」に、「二百六十七條中「六月前ヨリ引続

第一項第四号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任は、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、前項の規定にかかわらず、賠償の責めに任すべき額から次の各号に掲げる額(次項第二号において「限度額」という。)を限度として、第一百四十四条第一項に投資主総会の決議をもつて免除することができる。

一 決議を行う投資主総会の終結する日の属する営業期間(ある決算期の直前の決算期

の翌日(これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日)から当該決算期までの

期間をいう。以下この条、第二百三十三条第一項及び第二百十一条において同じ。)又はその前の各營業期間において、当該執行役

員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受ける

べき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の二分之一に相当する額

二、当該執行役員又は監督役員が投資法人か
その他の区分に相当する客

ら受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計

四 一乗じた額とのいづれか低い額

前項の場合においては、執行役員は同項の決議を行う投資主総会において次の各号に掲

決議を行う投資主総会において次の名簿に掲

く。」、○第八項及び第十項前段^{○及び第十七項}を「第一二百六十九項まで及び第十項前段○」に改め、「第一二百六十九項」^{○又ハ同条第十八項の規定により}を「同条第二項」に「為ス」とあるのは「受クル」とを「為シ」とあるのは「受ケ」と改め、「第一二百六十九項」とあるのは「受ケ」と改め、「第一二百六十八項第六項」とあるのは「同法第四十二条於テ理事二付テ準用スル第一二百六十八条第六項」に改める。

と「加える。」

第五十一一条中「(役員の選任)」の下に「、第三二十七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む)において準用する商法第一二百六十六条第七項(責任の免除)」を加える。

第六十八条中「第四百二十条第一項」と「」の下に「、同条第四項中「商法第一二百六十六条规定、第三项、第五项、第七项(第三号を除く。)から第九项まで及び第十项前段○」とあるのは「商法第一二百六十六条规定、第三项及び第五项」とぞ、「又ハ同条第二項」を「同条第二項に「為ス」とあるのは「受ケ」と改め、「本法」との下に「、同法第一二百六十九項」とあるのは「受クル」とあるのは「受ケ」と改め、「第一二百六十七条规定第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ当时」とあるのは「加入ニ因リテ会員トナリタル者ガ其ノ加入」の下に「、第二二百六十八条规定第六项」とあるのは「同法第六十八条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第一二百六十八条规定第六项」とを加える。

第一百一条第一項第八号の次に次の二号を加える。
八の二 第三十七条第四項(第四十二条)において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(次項において「新労働金庫法」という。第三十一条第四項において準用する新商法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段○及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適

第四十七条第五項中「及び第五項」を「、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及
び第十項前段○」及び第十七項に改め、同項に後段として次のように加える。

八の二 第三十七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む。)において準用する商法第三百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

第一百一条第一項第九号の二の次に次の二号を加える。

九の二の二 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)第三条第三項前段(準用商法特例法第五条の二第二項、第十八条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的となかつたとき。

九の二の三 準用商法特例法第三条第三項後段(準用商法特例法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

第一百一条第一項第九号の二中「第三十九条の二第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)」を「準用商法特例法」に改める。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 前条の規定による改正後の労働金庫法

(次項において「新労働金庫法」という。)第三十一条第四項において準用する新商法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段○及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

新労働金庫法第四十二条において準用する新労働金庫法第三十七条第四項において準用する新商法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)、第八項及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。

(商店街振興組合法の一部改正)

第十六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第五百四十一号)の一部を次のよう改正する。

第五十六条中並びに第一百六十七条から第一百六十八条ノ三までを「第二百六十七条、第一百六十八条ノ三まで」に改め、第十八条ノ二並びに第一百六十八条ノ三に改める。

第七十八条中「○から一百六十八条ノ三まで」を「一百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二、第一百六十八条ノ三」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十一条)の一部を次のように改正する。

第四十七条第五項中「及び第五項」を「、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段○^{○及び第十七項}に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第一百六十八条ノ二及び第一百六十九条から第一百六十九条ノ三まで」を「、第一一百六十七条、第一百六十八条第一項から第七項まで、第二一百六十八条ノ一及び第一百六十九条ノ三」に改め、「第二一百六十一條」の下に「、第二一百六十八条第一項^{加え、又同条第一項}を「同条第二項」に、「為ス八項^{並びに}を「第五十三条规定第一項」と」の下に「、同条第二項^{を「受ケル」と為シ」とあるのは「受ケ^ニ」に改める。法第二一百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ當時」とを加える。}

第九十二条中「この場合において」の後に「、第四十七条第五項中「商法第二百六十六条规定第一項」とあるのは「商法第二一百六十六条第二項、第三項及び第五項」とを、「本法」との下に「、同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とを加える。

「監査役の取締役会出席義務等」に、「第一百六

項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八
条ノ三に、「及び第二百八十九条第一項」を「並び

九十二条の四の規定による開示をすることと
を怠つたとき。
第三百三十三条第一項第十八号の次に次の二
号を加える。

十六条第一項中」を「第一百六十六條中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項中「に、「株主総会」とあるのは「社員総会」を除む。○中第三百四十三條」とあるのは「保険業者」とある。

法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員アル者」を「二百六十六条中「株主

第二項において準用する商法特例法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第二項による請求する場合を含む。

号及第三号とあるのは「第七項第二号」と、同条第十五項中「總株主ノ議決権ノ百三十十分ノ一以

と、同条第十一項中「第七項第一号及第三号」と

十八の三 第五十九条第一項において準用す

二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式

**員」と、
同法第一二百六十七條第一項ただし書中**

書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ

に、「第二百七十五条ノ三」を「第二百七十五条
譲受ノ當時」とあるのは社員トナリタル當時」

第五十三條第一項中「、第二百六十六條第五

第三百三十三条第一項第六号の次に次の二号を加える。

三号を除く。)、○第八項、第十項前段、○第十一
○同条第十一

百六十七条から第一百六十八条ノ三まで」を「第

る同法第二百六十六条第八項の規定又は第

平成十三年十一月二十九日 衆議院会議録第一回

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

二項」と、「前条第三項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又ハ第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第九十一条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条第四項」と、同条第六項中「前条第三項又ハ第三項」とあり、及びに改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任

中間法人が前項前段において準用する商法第

二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける

場合について準用する。

(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)

^{第二十一条} 前条の規定による改正後の中間法人法(以下この項において「新中間法人法」といいう。)第四十九条第二項(新中間法人法第五十八条第三項前段及び第九十一条第三項前段において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に前条の規定による改正前の中間法人法(以下この項において「旧中間法人法」という。)

第四十九条第二項(旧中間法人法第五十八条第三項前段及び第九十一条第三項前段において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する請求があつた場合(当該請求をした者が旧中間法人法第四十九条第二項の規定により訴えを提起した場合を除く。)についても適用

する。

2 この法律の施行の際現に存する中間法人の監事でこの法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお

従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

^{第二十一条} この法律に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十二条第五項の規定は、^{○、第二十四条の規定は公布の日から}同法附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行の日から○施行する。

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十九日

衆議院会議録第二十号

四〇

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
二 東京一〇五番五十一番
都港虎ノ門四四五丁目
財務省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体一部
配送
料 内
別